

令和4年3月2日
法務省矯正局

刑事施設におけるコロナ感染状況について

第1

(1) について

新型コロナウイルスに感染した刑事施設被収容者のうち、重症等により外部医療機関に入院した者の人数は、それぞれ以下のとおりです。

2020年	1人
2021年	12人
2022年1月～2月	5人

(2) について

刑事施設被収容者のうち、新型コロナウイルスに感染していることが判明した者の人数は、それぞれ以下のとおりです。

2020年	11人
2021年	423人
2022年1月～2月	565人

(3) について

刑事施設被収容者のうち、新型コロナウイルス感染症に関連して死亡した者の人数は、それぞれ以下のとおりです。

2020年	0人
2021年	4人
2022年1月～2月	3人

(4) について

被収容者が新型コロナウイルスに感染した場合、作業等の通常の日課を停止させて専ら治療に専念させています。

(5) について

刑事施設において、職員又は被収容者が新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合は、その都度、公表することとしています。

(6) について

御指摘の「新型コロナに起因して、仮釈放が取り消しになった受刑者の人数」についての統計は存在せず、把握していません。

(7) 及び (8) について

「満期出所した受刑者のうち、新型コロナウイルスに感染していた者の数」という形での統計は存在していません。

一般論として、「矯正施設における新型コロナウイルス感染症感染防止対策ガイドライン」において、感染した被収容者の出所に当たっては、保健所に情報提供し、出所後の対応について事前の調整を図ることとされているほか、本人に対しては、保健所の指導の下で治療を継続するよう指導することとされており、そのような対応を取ることになります。

第 2

1 について

新型コロナ予防接種が始まった令和 3 年 2 月から本年 1 月末日までに、刑事施設で 1 回以上の接種を実施した人数は約 26, 200 人です。

2 について

御指摘の事例については承知しておりませんが、接種券を提出した被収容者については、速やかに接種が行われるよう各刑事施設において適切に対応しているものと承知しています。

3 について

御指摘の事例については承知しておりませんが、刑事施設の被収容者に対する新型コロナ予防接種においては、来日外国人被収容者についても接種対象者としているため、接種を希望する者については接種を受けることが可能です。